

富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害 原因裁定嘱託事件の終結について

公害等調整委員会事務局

1 事案の概要

出し平ダムは、関西電力が昭和60年に黒部川に完成させた我が国で初めての排砂式ダムで、平成3年12月から同19年7月までに15回の排砂を実施してきました。平成14年12月、黒部川河口以東の沿岸海域で主に刺し網漁を営んできた漁民13名と同海域でワカメ養殖を行っていた飯野栽培組合(原告ら)は、排砂により同海域のヒラメ等の魚類や海藻の生育環境が悪化したために漁獲量が減少したと主張して、排砂の差し止め及び損害賠償を求める訴訟を富山地方裁判所に提起しました。

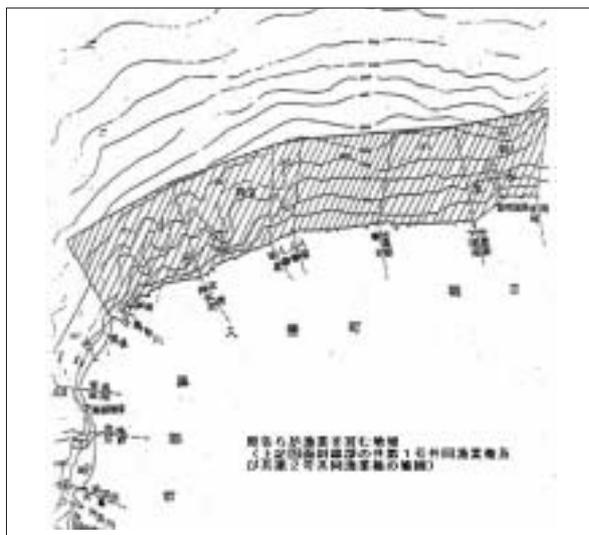
本件は、この事件の受訴裁判所より当委員会に対し、当該訴訟の因果関係に係る争点について公害紛争処理法第42条の32第1項に基づく原因裁定が嘱託され、当委員会が平成16年8月4日付でこれを受け付けたものであり、当委員会の創設以来30余年の歴史の中で初めての受訴裁判所からの原因裁定の嘱託のあった事件です。

嘱託の趣旨は「原告らが黒部川河口以東の海域において営んできた刺し網漁業及びワカメ栽培業による漁獲量が平成4年以降継続的に減少しているのは、被告が、平成3年12月から継続して出し平ダムのダム底に堆積した土砂を黒部川に排砂したことにより、これが、黒部川のみならず、上記海域に拡散、堆積し、魚類や海草類の生育環境を破壊したことによるものであるかどうか」というものでしたので、本件裁定ではこの因果関係の存否について判断を行った次第です。

図1 出し平ダムと黒部川周辺地図



図2 原告らが漁業を営む海域



2 事件処理の経緯

嘱託を受けて、公害等調整委員会は、直ちに裁定委員会を設け、ダム排砂と漁業被害に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員3名を選任し、審理を進めました。平成18年5月には当事者や参考人ら7名の人証調べを行い、同年7月には裁定委員及び専門委員による現地調査、同年8月から9月にかけて現地で潜水により底質の採取・分析等の職権調査を行うとともに、専門委員らの科学的な分析に基づき専門委員報告書を取りまとめ、同年12月21日の第14回審問期日をもって終結しました。

手続の経過は、次表のとおりです。

表 事件処理の経過

年 月 日	事 項
平成16年	
8月4日	富山地裁から「出し平ダム排砂差し止め等請求事件」についての原因裁定嘱託書を受付
10月28日	第1回審問期日
12月16日	第2回審問期日
平成17年	
2月1日	専門委員を任命 ・(独)水産総合研究センター理事 松里壽彦(水産学)
23日	第3回審問期日
4月15日	専門委員を任命 ・東京工業大学名誉教授 一國雅巳(化学)
27日	第4回審問期日
6月15日	第5回審問期日
9月9日	第6回審問期日
12月22日	第7回審問期日
平成18年	
2月17日	専門委員を任命 ・東京大学名誉教授 清水誠(水産学)
	第8回審問期日
3月3日	第9回審問期日
4月10日	第10~12回審問期日
5月29日	・原告ら本人尋問(2名)
~31日	・原告ら及び被告申請の参考人尋問(5名)
7月12日	裁定委員及び専門委員による現地調査
~13日	
8月~9月	現地底質調査
8月31日	第13回審問期日
12月21日	第14回審問期日(審問終結)
平成19年	
3月28日	裁定



裁定委員及び専門委員による現地調査（原告らによる採泥）

3 裁定の概要

○ 主文

裁定書の主文は以下のとおりです。

- (1) 原告飯野栽培組合の行ってきたワカメ養殖の収穫が平成4年以降不振となったのは、被告が平成3年12月から実施している出し平ダムの排砂がワカメの生育環境を悪化させたことによるものと認められる。
- (2) 原告飯野栽培組合を除くその余の原告らの行ってきた刺し網漁業の漁獲量の変動が上記の出し平ダムの排砂の影響によるものとは認められない。

○ 本件の具体的な争点

本件の具体的な争点として、原告らは、概ね次のように主張しました。

- (1) ダム湖底でスメクタイト（粘土鉱物の一種）が生成され、これが排砂によって海域

に到達すると、海底の固化（ヒラメの潜砂行動や底生生物の生息を阻害する）を生じさせたり、魚類のえらを詰まらせたりする。

- (2) ダム湖に流入した落葉等の有機物は、ダム湖底などで半分解状態となり、これが排砂によって河口周辺の本件海域に運ばれた上、その海底に多量に堆積し、硫酸還元菌により嫌氣的に分解されて、硫化水素、硫化物等が生成され、海底ないし海底直上水を貧酸素状態にする。
- (3) 排砂によって海底の泥質化が進み、海藻類の生育を阻害し、底生生物の生育環境を悪化させるなどして、魚類の生息環境を悪化させている。
- (4) 以上のメカニズムによって、原告らの漁獲量が減少し、養殖ワカメの不作も生じている（ワカメ養殖は平成10年に廃止を余儀なくされた。）。

これに対し、被告（関西電力）は、排砂の海域への影響は、自然な出水の場合と特に異なるものではないなどと反論しました。

○ 裁定理由の要旨

- (1) スメクタイトが短期間（数年単位）で生成されるためには、高温と強アルカリ性の存在が条件となるが、ダム湖底は温度が

20℃に達するかどうかである上、pH値も中性であるため、有意な量のスメクタイトが生成されると認めることはできない。

海底の状況に関するビデオ映像や当委員会の実施した調査等を見ても、ヒラメの砂行動や底生生物の生息を阻害するような海底の固化が生じているとは認められない。

スメクタイトなどの微細な粘土類は、魚類のえらを詰まらせることで有害であるが、ダムのない場合の自然な出水と比べて排砂の成分がこの点で特に有害であるとは認められない。

- (2) 半分解状態の有機物がダムのない状態より多量に海底に堆積するとしても、その嫌氣的分解は急激には進まず、また、本件海域は閉鎖的の海域でもないことから、海底又は海底直上水に貧酸素状態が生じるとは考えにくい。

過去に行われた多数の調査（当委員会の実施した調査を含む）の結果を見ても、溶存酸素量、酸化還元電位（環境が酸化的であるか還元的であるかを示す指標）の値、或いは硫化物量のデータは、いずれも貧酸素状態の発生を窺わせるものではない。

- (3) 排砂に特有の半分解状態の有機物（黒色

濁水の成分）は、排砂時に一緒に流下する粘土粒子を海域で凝集結合させた上、沈殿しやすくさせて本件海域の泥質化を促進し、もともと砂質である本件海域の浅海域（水深およそ20m以浅）に浮泥やぬかるみ状の泥の堆積を生じさせる。ただ、このような泥の堆積は、冬期の荒波などで概ね消失する。

浅海域以外の本件海域では、排砂が行われる前から泥質が優勢であり、排砂によって特に泥質化した場所があるとは認められない。

- (4) 上記のような浅海域の季節的泥質化は、底生生物や海藻類への影響などを通じて魚類に影響を及ぼしている可能性はあるが、これを認めるに足る証拠はない。

- (5) 漁獲統計から見ると、平成14年以降、横山・朝日の各海域でヒラメの不漁が続いているが、初回排砂以降平成14年までに10年余が経過していること、飯野・吉原の各海域より黒部川河口から遠く、排砂の影響がより顕著に生じるとは考えにくいことに照らして、排砂との因果関係を認めることはできない。

他の魚種については、本件海域に特異的な不漁が生じていることを認め得る証拠がない。

(6) 養殖ワカメは、排砂が行われるようになってから、収穫量の減少や品質の低下（藻体の黄変、成長不良、ヨコエビ・ワレカラの付着など）が続くようになったこと、それが泥の浮遊や付着に起因するものと見て矛盾がないこと、その泥の起源として、上記のとおり浅海域に堆積した浮泥やぬかるみ状の泥が冬期（ワカメの成長期）の荒波で巻き上がったことが考えられ、他に泥の起源を考えにくいことから、養殖ワカメの収穫の不振は、排砂に起因するものと認めることができる。

○ 結論

以上のとおり、魚類については、排砂によって漁獲量の減少が生じていると認めることができないが、養殖ワカメについては、排砂によって収穫の不振が生じたものと認めることができるかとされました。



現地で潜水により採泥した底質（職権調査）

4 原因裁定の嘱託について

原因裁定制度は、公害紛争において最大の争点となることの多い因果関係の存否について、積極的かつ迅速に科学的な判断を行うために設けられたものであり、公害紛争処理制度の特徴的な制度のひとつといえます。原因裁定嘱託は、その中でも、当事者からの申請によってではなく、公害に係る被害に関する民事訴訟が係属している裁判所からの嘱託により事件が係属するという点で特色のある制度です。今回の裁定は裁判所の判断を拘束するものではありませんが、準司法的手段に則り、職権によるものも含めて全証拠を総合的に勘案して、専門的技術的水準の高い独立の行政委員会（公調委）が行う判断であるため、中立的立場からの客観的、合理的な判断として尊重され、紛争解決に資することが期待されます。

公害等調整委員会委員長は、このような原因裁定嘱託制度の活用について次の談話を発出しています。

談 話

本件は、公害紛争処理法に基づき、公害訴訟係属中の裁判所から、自然科学上の複雑困難な問題点を含む因果関係の存否という訴訟の主要な争点に関して、この点の認定判断につき専門性・機動性を有する当委員会に対して、原因裁定の嘱託がされた、当委員会の三十数年の歴史の中で最初の事件であります。

この嘱託を受けて、当委員会としては、計画的集中審理に加え、当事者主義を採る民事訴訟では行えない職権調査として、委員・専門委員による現地調査のほか、ダイバーによる底質の調査及び長年この海域で潜水調査を行って来た研究者への各種調査と分析の委嘱を行った上、各学界の権威である専門委員らの高レベルの科学的な因果関係の究明に基づく調査報告も受け、充実した審理を遂げて、比較的短期間で、今回の裁定を下すことができ、受訴裁判所の当委員会に対する信頼に応え得たものと考えております。

今後、本件に関する審理の経過、裁定等についての評価を通じて、原因裁定嘱託制度への理解が深まり、また、規制緩和に伴い増加して行くと思われる司法の負担の軽減と司法制度改革審議会の提言にあるADRの活用の観点から、複雑困難な自然科学上の争点を含む公害事件の迅速・適正な処理を図るため、この嘱託制度の活用が検討されることを期待するものであります。

平成19年 3月28日

公害等調整委員会委員長 加藤和夫